

運行管理者 試験のポイント

付・事業許可申請者法令試験の要点

平成21年度版〔追補〕

◆◆◆追補のおもな内容◆◆◆

この追補では、下記事項の充実を図りました。

■第2編 バス・ハイタク関係

「法体系フローチャート」

- ◇道路運送法法体系 その1（旅客）
- ◇道路運送法法体系 その2（旅客）

■第3編 トラック関係

「法体系フローチャート」

- ◇貨物自動車運送事業法法体系 その1（貨物）
- ◇貨物自動車運送事業法法体系 その2（貨物）

■付・事業許可申請者法令試験の要点

「出題範囲に対する参考文献等」では、『自動車六法』の検索を容易にする上記「法体系フローチャート」との関連を反映させました。

付・事業許可申請者 法令試験の要点

◎関東運輸局個人タクシー法令試験過去3回の出題状況（平成20年度第1回～第3回）

(道路運送法)

条-項-号	見出し(主な内容)	関係法令	平成20年度出題		
			第1回	第2回	第3回
1	目的(運送法の目的)			I-8 II-41イ ・42エ・43オ ・44キ・45ウ	
2-3	定義(旅客自動車運送事業)		I-6		
3	種類(旅客自動車運送事業の種類)				I-5
5-1	許可申請	運送令1-1-1	I-1		
8	緊急調整措置			I-20	
9の3	運賃及び料金		I-9		
11-3	運送約款				I-18
13	運送引受義務(運送引受拒絶禁止)		II-41カ		
13-2	運送引受義務(設備がないとき)		II-42ケ		
13-3	運送引受義務(申込者から特別負担強制)		II-43オ		
13-4	運送引受義務(法令規定等違反)		III-44イ	I-14	
13-5	運送引受義務(天災等運送上支障)		III-45コ		
14	運送の順序(申込順序による旅客運送)		I-23		I-4
15	事業計画の変更			I-7	
20	禁止行為(区域外営業運送の禁止)		I-5	I-23	I-8
22	輸送の安全性の向上				I-24
25	運転者の制限	要件令	I-27		
30-1	公衆の利便を阻害する行為の禁止等				I-10
30-3	行為の利便を阻害する行為の禁止等		I-16	I-19	
40-1	許可の取消し等		I-24	I-33	I-1
41-1	許可の取消し等	運送法40	I-7		
85-1	損失の補償(運送命令による損失補償)	運送法84-1	I-32		

- (注) 1. 平成20年第1回試験は平成20年7月に、第2回試験は平成20年11月に、第3回試験は平成21年3月に、それぞれ実施しています(以下同じ)。
 2. 運送法は道路運送法、運送令は道路運送法施行令、要件令は旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令をそれぞれ示します(以下同じ)。
 3. 試験は、Iが○×方式(40問)、IIが語群選択方式(5問)によりそれぞれ出題されます。
 4. 本表出題状況の見方は、平成20年度第3回のI-5の場合、○×方式第5問で□は解答が誤っているものを示し、□以外は解答が正しいものを示します。また、平成20年度第1回のII-41カの場合、語群選択方式第41問で解答がカを示します(以下同じ)。
 5. 本表は、出題傾向と出題周期について活用してください(以下同じ)。

(道路運送法施行規則)

条-項-号	見出し(主な内容)	関係法令	平成20年度出題		
			第1回	第2回	第3回
3の2	法第3条第1号口の乗車定員(11人未満)	運送法3-1ハ	I-15		
4-8-4	事業計画(車庫の位置等変更認可受け)	運送法5-1-3			I-7
5	営業区域(地方運輸局長制定区域)	運送法5-1-3			I-27
10の3-2	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請	運送法9の3-1		I-24	I-2
10の4-2	一般乗用旅客自動車運送事業に係る影響が小さい料金の届出	運送法9の3-1-3		I-3	
12-2	運送約款の記載事項	運送法11-1		I-34	
22-1-4	事業の譲渡及び譲受の認可申請	運送法36-1			I-17
22-2-2	事業の譲渡及び譲受の認可申請	運送法36-1	I-17		
25-1-5	事業の休止及び廃止の届出等	運送法38-1			I-32
66-1-1	届出			I-2	

(旅客自動車運送事業等報告規則)

条-項-号	見出し(主な内容)	関係法令	平成20年度出題		
			第1回	第2回	第3回
2-1-5	事業報告書及び輸送実績報告書	運送法94-1	I-3	I-27	I-22
2-1-5 第4号様式 第2表	輸送実績報告書	運送法94-1	I-30	I-29	I-28

(旅客自動車運送事業運輸規則)

条-項-号	見出し(主な内容)	関係法令	平成20年度出題		
			第1回	第2回	第3回
1	目的(旅運則の目的)		I-25	I-28	I-29
3-1	苦情処理				I-11
3-1・2	苦情処理		I-8	I-6	
4-3	運賃及び料金等の実施等		I-28		
10-2	領収証(運賃等收受時領収証の発行)				I-34
13-3	運送の引受け及び継続の拒絶	運送法13-6		I-13	I-6
13-4	運送の引受け及び継続の拒絶	運送法13-6		I-25	I-16
14-2	危険物等の輸送制限	旅運則52各号			I-31

◆付・事業許可申請者法令試験の要点◆

条-項-号	見出し(主な内容)	関係法令	平成20年度出題		
			第1回	第2回	第3回
18-1	事故の場合の処置(運行中断時の処置)		I-20		II-41ア・42オ
18-1-1	事故の場合の処置(旅客運送継続)				II-43ク
18-1-2	事故の場合の処置(旅客出発地送還)				II-44コ
18-1-3	事故の場合の処置(旅客の保護)				II-45カ
19-1・4	事故による死傷者に関する処置		I-2		
19-2・4	事故による死傷者に関する処置				I-21
19-3	事故による死傷者に関する処置			I-18	
21	過労防止等			I-16	
25-3	乗務記録(休憩時等の地点日時記録)	旅運則25-1-5 運送法27-1			I-12
25-3	乗務記録(走行距離積算キロ数の記録)	運送法27-1		I-15	
26の2	事故の記録(事故発生時の記録)	運送法27-1	I-35	I-4	
29	地図の備付け	運送法27-1	I-10		
42-1	事業用自動車内の掲示(乗務員氏名等)	運送法27-1	I-19	I-21	I-23
43-1	応急用器具等の備付(器具、部品)	運送法27-1	I-29	I-10	I-19
49-2-3	乗務員(乗客がいる車内での喫煙禁止)	運送法27-1			I-26
50-1-4	運転者(重大な故障・事故時運行中止)	運送法27-1	I-33		
50-1-5	運転者(坂路車離脱時等旅客降車)	運送法27-1		I-31	
50-1-7	運転者(踏切内運行不能旅客誘導退避等)	運送法27-1		I-22	
50-1-10	運転者(運転操作円滑欠如服装禁止)	運送法27-1	I-4		
50-6	運転者(回送板掲出可能事項)	運送法27-1	I-11		
50-7	運転者(回送板掲出不可能事項)	運送法27-1			I-13

(注)旅運則は、旅客自動車運送事業運輸規則を示します。

(自動車事故報告規則)

条-項-号	見出し(主な内容)	関連法令	平成20年度出題		
			第1回	第2回	第3回
2 3-1	定義 報告書の提出	運送法29	I-14		
2 3-1	定義(転覆事故等発生) 報告書の提出	運送法29	I-31		
2 3-1	定義(死亡事故等発生) 報告書の提出	運送法29		I-12	
3-1	報告書の提出	運送法29			I-3

(タクシー業務適正化特別措置法)

条-項-号	見出し	関連法令	平成20年度出題		
			第1回	第2回	第3回
3	登録運転者の乗務			I-40	
37-2・3	負担金の徴収			I-38	
37-4	負担金の徴収				I-40
43-1・2	タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区の指定			I-39	I-38
44	タクシー等に関する届出				I-36
52-1	許可の取消し等		I-37 I-40		

(タクシー業務適正化特別措置法施行令)

条-項-号	見出し	関連法令	平成20年度出題		
			第1回	第2回	第3回
1-1	指定地域	タク適法2-5	I-36		

(注)タク適法は、タクシー業務適正化特別措置法を示します(以下同じ)。

(タクシー業務適正化特別措置法施行規則)

条-項-号	見出し	関連法令	平成20年度出題		
			第1回	第2回	第3回
12	運転者証の表示		I-38		I-39
29-1-2	タクシーである旨の表示等	タク適法45-1		I-37	
31-1	事業者乗務証の記載事項の訂正		I-39		I-37
33-1	事業者乗務証の再交付			I-36	

◆付・事業許可申請者法令試験の要点◆

(一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款 (告示第372号))

条-項-号	見出し	関連法令	平成20年度出題		
			第1回	第2回	第3回
1-2	適用範囲			I-9	
4の2	運送の引受け及び継続の拒絶			I-11	
4の2-1	運送の引受け及び継続の拒絶				I-33
5-1	運賃及び料金		I-12		I-14
5	運賃及び料金		I-21		
10	旅客の責任			I-32	

(道路運送車両法)

条-項-号	見出し(主な内容)	関連法令	平成20年度出題		
			第1回	第2回	第3回
11-1	自動車登録番号標の封印等		I-13		
13-1	移転登録(15日以内の申請)				I-15
15-1-1	永久抹消登録(15日以内の申請)			I-5	
48-1-1	定期点検整備(3ヵ月ごとの実施)		I-34		

(自動車点検基準)

条-項-号	見出し(主な内容)	関連法令	平成20年度出題		
			第1回	第2回	第3回
1-1 別表第1-1	日常点検基準 (ブレーキの点検)	車両法47の2-1・2		I-17	
1-1 別表第1-4	日常点検基準 (原動機の点検)	車両法47の2-1・2			I-30
1-1 別表第1-6	日常点検基準 (ウインド・ウォッシャ、ワイパーの点検)	車両法47の2-1・2	I-22		
4-2	点検整備記録簿保存期間(1年間)	車両法49-3		I-1	I-25

(注)車両法は、道路運送車両法を示します。

(道路運送車両の保安基準)

条-項-号	見出し(主な内容)	関連法令	平成20年度出題		
			第1回	第2回	第3回
29-4	窓ガラス(前面ガラス等貼り付け等制限)	車両法41-10			I-9
43の2	非常信号用具(備え付け)			I-30	

(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の許可期限の更新等の取扱いについて)

見出し	記号(主な内容)	平成20年度出題		
		第1回	第2回	第3回
I. 許可等に付した期限の更新の処理について	1.(2)⑥⑦ (高齢者適性診断受診書面・健康診断受診書面添付)		I-26	
I. 許可等に付した期限の更新の処理について	1.(2)①② (自動車運転免許証写し・運転記録証明書添付)			I-20

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について)

見出し	記号(主な内容)	平成20年度出題		
		第1回	第2回	第3回
3. 運賃改定の要否の判定、原価及び収入の算定	別紙2			I-35
4. 自動認可運賃の設定及び認可申請の取扱いについて	別紙4 第4 その他		I-35	

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について)

見出し	記号(主な内容)	平成20年度出題		
		第1回	第2回	第3回
1. 運賃	(3)ハ①	I-26		

(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車個人タクシー事業に限る。)の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準)

見出し	記号(主な内容)	平成20年度出題		
		第1回	第2回	第3回
3. 審査及び期限更新の可否の判断等	(2)2	I-18		

■自動車運送事業許可申請者法令試験の概要 について

この試験については、いまのところ適当なガイドブック・参考書等がありません。

そこで、ここでは国土交通省関東運輸局公示をもとに事業許可申請者法令試験（以下「法令試験」という。）の概要をお伝えし、そのうえで、試験への対応方法についてお知らせします。

＜編集部からのコメント＞

※試験は地方運輸局単位で実施されることから、試験内容には各地方運輸局の独自性も加味されるようですので、該当する運輸局の公示文を入手のうえご覧ください。

【バス・タクシー事業】

1. 事業の開始と法令試験

- ① バス事業・タクシー事業を始めるには、地方運輸局長の許可が必要です。
- ② バス事業（乗合・貸切）、タクシー事業（法人・個人）の許可申請を行うと、申請者には法令試験（個人タクシーについては「地理試験」が付加される。）が義務づけられます。

2. 法令試験の実施方法等

① 乗合バス

「一般乗合旅客自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施方法について」（平成14年2月1日付け関東運輸局公示）による法令試験の実施方法は次のとおりです。

□試験の実施時期等

- ・許可申請書等を受理した日以降、適宜実施されます。なお、試験実施日時、場所については、法令試験実施予定日の10日前までに申請者あて原則郵送により通知されます。
- ・再試験の実施にあたっては上記に準じて通知されます。

□受験者の確認等

受験者は、試験当日の開始前に申請人本人（申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する常勤役員1名を受験者とする。）であることが確認できる運転免許証等を提示しなければなりません。

□出題範囲及び設問形式等

ア 出題範囲は、下記法令等について、法令試験実施日において施行されている内容から出題されます。

- ・道路運送法
- ・道路運送法施行令
- ・道路運送法施行規則
- ・旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令
- ・旅客自動車運送事業運輸規則
- ・旅客自動車運送事業等報告規則
- ・自動車事故報告規則
- ・道路運送車両法
- ・道路運送車両法施行規則
- ・その他一般乗合旅客自動車運送事業の遂行に必要となる法令等

＜編集部からのコメント＞

※各ジャンルの設問数、配点等は公表されていません。

イ 設問の方式

○×方式及び語群選択方式

□出題数と試験時間

・出題数は30問、試験時間は50分です。

＜編集部からのアドバイス＞

※1問当たり1分40秒ほどで解答しなければなりません。その意味ではペース配分が大切であり、問題の解答については、優先順位に考慮してわかるものから先に行い、不明なものは後回しにすることが重要です。

□合格基準

出題数の8割以上(24問以上)の正解が必要です。ただし、合格基準に達しない場合には再試験が実施されます。

□その他

・自動車六法等(情報通信機器を除く。)の参考図書を持ち込むことができます。

＜編集部からのアドバイス＞

※「自動車六法等(情報通信機器を除く。)の参考図書」となっているところに注目してください。自動車六法には、見出しインデックスを付け、すぐわかるようにしておくことが大切です。また、市販の図書だけでなく、「自身でまとめた資料等」も許されるように聞いています。念のため受験地を管轄する地方運輸局に確認してください。

※法令試験に出題される内容については、旅客自動車運送事業の許認可関係が主体になる模様であり、その他については、運行管理者試験に出題されているような内容のものが出る見込みです。

・試験当日は、筆記用具のほか、本人であることが確認できる運転免許証、パスポート等を持参する必要がありますので、注意してください。

＜編集部からのアドバイス＞

※試験問題は持ち帰ることができませんので、上記持込図書等に解答をメモしておき、後日、自己採点に役立ててください。

② 貸切バス

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」(平成14年2月1日付け関東運輸局公示)による法令試験の実施方法は次のとおりです。

□法令試験の実施時期等

・法令試験は、毎月1回実施されます。

・初回法令試験は、許可申請書等を受理した月の翌月に実施され、法令試験の実施予定日の10日前までに、実施予定日時及び場所等を記載した書面が郵送により申請者あて通知されます。

・初回法令試験の結果、合格基準に達しない場合は、再度の法令試験が実施され、この場合は上記に準じて再度通知されます。

□受験者の確認等

受験者は、試験当日の開始前に申請者本人(申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する常勤役員1名を受験者とする。)であることが確認できる運転免許証等を提示しなければなりません。

□出題範囲及び設問方式等

ア 出題範囲は、下記法令等について、法令試験実施日において施行されている内容から出題されます。

・道路運送法

- ・道路運送法施行令
- ・道路運送法施行規則
- ・旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令
- ・旅客自動車運送事業運輸規則
- ・旅客自動車運送事業等報告規則
- ・道路運送車両法
- ・道路運送車両法施行規則
- ・自動車事故報告規則
- ・一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款
- ・一般貸切旅客自動車運送事業運賃・料金
- ・その他一般貸切旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等

＜編集部からのコメント＞

※各ジャンルの設問数、配点等は公表されていません。

イ 設問の方式

○×方式及び語群選択方式

□出題数と試験時間

- ・出題数は30問、試験時間は50分です。

＜編集部からのアドバイス＞

※1問当たり1分40秒ほどで解答しなければなりません。その意味ではペース配分が大切であり、問題の解答については、優先順位に考慮してわかるものから先に行い、不明なものは後回しにすることが重要です。

□合格基準

出題数の8割以上（24問以上）の正解が必要です。ただし、合格基準に達しない場合には再試験が実施されます。

□その他

- ・自動車六法等（情報通信機器を除く。）の参考図書を持ち込むことができます。

＜編集部からのアドバイス＞

※「自動車六法等（情報通信機器を除く。）の参考図書」となっているところに注目してください。自動車六法には、見出しインデックスを付け、すぐわかるようにしておくことが大切です。また、市販の図書だけでなく、「自身でまとめた資料等」も許されるように聞いています。念のため受験地を管轄する地方運輸局に確認してください。

※法令試験に出題される内容については、旅客自動車運送事業の許認可関係が主体になる模様であり、その他については、運行管理者試験に出題されているような内容のものが出る見込みです。

- ・試験当日は、筆記用具のほか、本人であることが確認できる運転免許証、パスポート等を持参する必要がありますので、注意してください。

＜編集部からのアドバイス＞

※試験問題は持ち帰ることができませんので、上記持込図書等に解答をメモしておき、後日、自己採点に役立ててください。

③ 法人タクシー

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業を除く。）の許可申請等に係る法令試験の実施について」（平成14年2月1日付け関東運輸局公示）による法令試験の実施方法は次のとおりです。

□試験の実施時期等

- ・許可申請書等を受理した日以降、適宜実施されます。なお、試験実施日時、場所に

については、法令試験実施予定日の10日前までに申請者あて原則郵送により通知されます。

・再試験の実施にあたっては上記に準じて再度通知されます。

□受験者の確認等

受験者は、試験当日の開始前に申請人本人（申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する常勤役員1名を受験者とする。）であることが確認できる運転免許証等を提示しなければなりません。

□出題範囲及び設問方式等

ア 出題範囲は、下記法令等について、法令試験実施日において施行されている内容から出題されます。

- ・道路運送法
- ・道路運送法施行令
- ・道路運送法施行規則
- ・旅客自動車運送事業運輸規則
- ・旅客自動車運送事業等報告規則
- ・タクシー業務適正化特別措置法（特別区・武三交通圏、神奈川県京浜交通圏、千葉県京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏及び埼玉県県南中央交通圏に限る。）
- ・タクシー業務適正化特別措置法施行規則（特別区・武三交通圏、神奈川県京浜交通圏、千葉県京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏及び埼玉県県南中央交通圏に限る。）
- ・道路運送車両法
- ・道路運送車両法施行規則
- ・自動車点検基準
- ・自動車事故報告規則
- ・その他一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等

<編集部からのコメント>

※各ジャンルの設問数、配点等は公表されていません。

イ 設問の方式

○×方式及び語群選択方式

□出題数と試験時間

出題数は30問、試験時間は50分です。

<編集部からのアドバイス>

※1問当たり1分40秒ほどで解答しなければなりません。その意味ではペース配分が大切であり、問題の解答については、優先順位に考慮してわかるものから先に行い、不明なものは後回しにすることが重要です。

□合格基準

出題数の8割以上（24問以上）の正解が必要です。ただし、合格基準に達しない場合には再試験が実施されます。

□その他

・自動車六法等（情報通信機器を除く。）の参考図書を持ち込むことができます。

<編集部からのアドバイス>

※「自動車六法等（情報通信機器を除く。）の参考図書」となっているところに注目してください。自動車六法には、見出しインデックスを付け、すぐわかるようにしておくことが大切です。また、市販の図書だけでなく、「自身でまとめた資料等」も許されるように聞いています。念のため受験地を管轄する地方運輸局に確認してください。

※法令試験に出題される内容については、旅客自動車運送事業の許認可関係が主体

になる模様であり、その他については、運行管理者試験に出題されているような内容のものが出る見込みです。

- ・試験当日は、筆記用具のほか、本人であることが確認できる運転免許証、パスポート等を持参する必要がありますので、注意してください。

＜編集部からのアドバイス＞

※試験問題は持ち帰ることができませんので、上記持込図書等に解答をメモしておき、後日、自己採点に役立ててください。

④ 個人タクシー

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について」（平成14年1月31日付け関東運輸局公示）による一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業（以下「個人タクシー事業」という。）に限る。）の許可並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）申請者に対して実施される法令及び地理の試験（以下「試験」という。）の実施方法等は次のとおりです。

□試験の実施時期

- ア 許可申請の場合：原則として11月10日から11月17日までの間におけるいずれかの日に実施。
- イ 譲渡譲受認可申請の場合
 - ア) 初試験：原則として、1月に受付ける申請については3月10日から3月17日まで、5月に受付ける申請については7月10日から7月17日まで、9月に受付ける申請については11月10日から11月17日までの間のいずれかの日に実施。
 - イ) 再試験：原則として初試験実施月の4ヵ月後に実施。
- ウ 相続認可申請の場合：随時実施。

□試験回数

- ア 許可申請：1回の申請について、1回（初試験のみ）。
- イ 譲渡譲受及び相続認可申請：1回の申請について初試験を実施し、不合格となった者に対しては再試験を実施。

□出題範囲及び設問形式等

	法令試験	地理試験
出題範囲	別表のとおり	申請する営業区域内の地名、道路、交差点、主要公共施設、河川、橋、公園、名所・旧跡等の名称及び場所、主要ターミナル等周辺の交通規制、その他個人タクシー事業の遂行に必要な地理に関する事項
設問方式	○×方式及び語群選択方式	○×方式及び選択肢方式（語群選択及び地図上の番号を選択する方式）
出題数	40問（ただし、タクシー業務適正化特別措置法の特定指定地域（以下「特定指定地域」という。）については、同法に係る問題を5問付加し45問）	30問
配点	1問1点	1問1点

合格基準	36点以上（ただし、特定指定地域に係る試験は41点以上）	27点以上
試験時間	50分（ただし、特定指定地域に係る試験は60分）	50分

□試験終了後の取扱い

ア 試験結果の公表等

ア) 法令・地理試験の実施結果に基づき、試験実施月の翌月に次の事項が『関東運輸局報』に掲載されるとともに、関東運輸局及び関係運輸支局の掲示板に掲示の方法で公表されます。

- ・申請者数
- ・合格者数
- ・法令試験、地理試験受験者のそれぞれの最高点、最低点及び平均点

イ) 試験終了後、試験問題は持ち帰ることができますので、解答を試験問題にメモしておき、後日、自己採点に役立ててください。

イ 合格者の取扱い

合格者に対しては、上記アによる試験結果の公表と同時に申請に係る挙証資料の提出期限又は提示等の日時が通知されます。

ウ 不合格者の取扱い

ア) 許可申請者の場合：却下処分とされます。

イ) 譲渡譲受及び相続認可申請者の場合：初試験の者については再試験の通知がなされ、再試験の者については却下処分とされます。

□その他

- ・試験の実施日時、場所については、事前に『関東運輸局報』に公示されるとともに、受験者あてにも通知されます。
- ・「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可及び譲渡譲受認可申請事案の審査基準について」（平成13年12月27日付け関自旅2第6490号）のI.10.のただし書きに基づき地理試験の免除を申請した者に対しては、上記通知の際にその旨が明記されます。
- ・試験に欠席した者は、不合格とされ却下処分されます。
- ・許可申請後、申請した営業区域が緊急調整地域に指定された場合には試験は行われず、却下処分とされます。

3. 出題範囲に対する参考文献等

① 乗合バス、貸切バス

出題範囲	運行管理者試験のポイント	その他
道路運送法	道路運送法法体系その1・第1編・第2編	基礎講習テキスト
道路運送法施行令	道路運送法法体系その1・第2編	基礎講習テキスト
道路運送法施行規則	道路運送法法体系その1・第2編	基礎講習テキスト
旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令	道路運送法法体系その2・第2編	基礎講習テキスト
旅客自動車運送事業運輸規則	道路運送法法体系その2・第2編	基礎講習テキスト
旅客自動車運送事業等報告規則	道路運送法法体系その1・第2編	基礎講習テキスト
自動車事故報告規則	道路運送法法体系その2・第2編	基礎講習テキスト
道路運送車両法	第4編	基礎講習テキスト
道路運送車両法施行規則	第4編	基礎講習テキスト
一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款（貸切のみ）		基礎講習テキスト
一般貸切旅客自動車運送事業運賃・料金（貸切のみ）		基礎講習テキスト
その他一般乗合・貸切旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等		基礎講習テキスト

② 法人タクシー

出題範囲	運行管理者試験のポイント	その他
道路運送法	道路運送法法体系その1・第1編・第2編	基礎講習テキスト
道路運送法施行令	道路運送法法体系その1・第2編	基礎講習テキスト
道路運送法施行規則	道路運送法法体系その1・第2編	基礎講習テキスト
旅客自動車運送事業運輸規則	道路運送法法体系その2・第2編	基礎講習テキスト
旅客自動車運送事業等報告規則	道路運送法法体系その1・第2編	基礎講習テキスト
・タクシー業務適正化特別措置法（特別区・武三交通圏、神奈川県京浜交通圏、千葉県京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏及び埼玉県南中央交通圏に限る。）		基礎講習テキスト
・タクシー業務適正化特別措置法施行規則（特別区・武三交通圏、神奈川県京浜交通圏、千葉県京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏及び埼玉県南中央交通圏に限る。）		基礎講習テキスト
道路運送車両法	第4編	基礎講習テキスト
道路運送車両法施行規則	第4編	基礎講習テキスト
自動車点検基準	第4編	基礎講習テキスト
自動車事故報告規則	道路運送法法体系その2・第2編	基礎講習テキスト
その他一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等		基礎講習テキスト

③ 個人タクシー

1. 道路運送法関係
① 道路運送法 ② 道路運送法施行令 ③ 道路運送法施行規則
④ 旅客自動車運送事業運輸規則
⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則 ⑥ 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款
⑦ 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準
⑧ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について
⑨ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について
⑩ タクシー・ハイヤー車両の表示に関する取扱通達の内容
⑪ 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の休止及び廃止の取扱いについて (平成14年1月31日公示)
⑫ 旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の規格及び指定事項について (平成14年1月31日公示)
⑬ 運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について (平成14年4月26日付け関自旅2第29号)
⑭ タクシー業務適正化臨時措置法の施行について（「道路運送法に違反する運送の引受け又は継続の拒否要件」に限る。）（東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市の区域に限る。） (昭和45年10月29日付け70東陸自1旅2第7848号)
*⑥～⑩までは、申請する営業区域において、申請月の前月末現在有効なものであって、個人タクシー事業に関するものに限る。再試験の者についても、再試験の者以外の者と同様の内容とする。
2-1 タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域の場合のみ出題）
① タクシー業務適正化特別措置法 ② タクシー業務適正化特別措置法施行令
③ タクシー業務適正化特別措置法施行規則 ④ タクシー業務適正化特別措置法関係通達
⑤ タクシー乗り場及び乗車禁止地区に関する事項
2-2 タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域以外の指定地域の場合のみ出題）
① タクシー業務適正化特別措置法（第44条から第47条までに限る。）
② タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第28条から第38条までに限る。）
3. 道路運送車両法関係
① 道路運送車両法
・第1条（この法律の目的） ・第11条（自動車登録番号標の封印等）
・第12条（変更登録） ・第13条（移転登録） ・第15条（永久抹消登録）
・第19条（自動車登録番号標等の表示の義務）
・第20条第2項（自動車登録番号標の廃棄等） ・第41条（自動車の装置）
・第42条（乗車定員又は最大積載量） ・第47条（使用者の点検及び整備の義務）
・第47条の2（日常点検整備） ・第48条（定期点検整備）
・第49条（点検整備記録簿） ・第54条第1項、第2項（整備命令等）
・第57条（自動車の点検及び整備に関する手引）
・第58条（自動車の検査及び自動車検査証） ・第61条（自動車検査証の有効期間）
・第62条（継続検査） ・第66条（自動車検査証の備付け等）
・第67条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）
・第69条第2項（自動車検査証の返納等） ・第70条（再交付）
② 自動車点検基準
・第1条第1号（日常点検基準） ・第2条第1号（定期点検基準）
・第4条（点検整備記録簿の記載事項等）
③ 道路運送車両の保安基準
・第29条（窓ガラス） ・第43条の2（非常信号用具）
・第43条の3（警告反射板） ・第43条の4（停止表示器材）
・第50条（旅客自動車運送事業用自動車） ・第53条（乗車定員及び最大積載量）
④ 自動車事故報告規則
・第2条（定義） ・第3条（報告書の提出） ・第4条（速報）
⑤ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
・③に掲げる条項について具体的に定める事項

【貨物自動車運送事業】

1. 事業の開始と法令試験

- ① 貨物自動車運送事業を始めるには、地方運輸局長の許可が必要です。
 - ② 貨物自動車運送事業の許可申請を行うと、申請者には法令試験が義務づけられます。
- <編集部コメント>

ここでは一般貨物自動車運送事業の許可申請を例に、同許可申請者に義務づけられる法令試験について解説してあります。

2. 法令試験の実施方法等

「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」（平成20年5月13日付け関東運輸局公示）による法令試験の実施方法は次のとおりです。

□試験を実施する許可申請事案

- ア 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をする場合を含む。）の経営許可申請
- イ 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をする場合を含む。）の事業の譲渡・譲受、合併及び分割（一般貨物自動車運送事業の許可を取得している既存事業者が継続する場合を除く。）、相続認可申請
- ウ 特定貨物自動車運送事業については、上記に準じます。但し、特定貨物自動車運送事業の譲渡・譲受、合併及び分割、相続については除かれます。

□法令試験の実施時期

- ・法令試験は、毎月1回以上実施されます。
- ・初回の法令試験は、原則として許可申請書等を受理した月の翌月に実施され、法令試験の実施予定日の前までに、実施予定日時及び場所等を記載した書面が郵送等により申請者あて通知されます。
- ・初回法令試験の結果、合格基準に達しなかった場合は、再度の法令試験が実施され、この場合は上記に準じて再度通知されます。

□受験者の確認等

受験者は、試験当日の開始前に申請人本人（申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する業務を執行する常勤役員1名を受験者とします。）であることが確認できる運転免許証、パスポート等を提示しなければなりません。

□出題範囲及び設問方式等

- ア 出題範囲は、下記法令等について、法令試験実施日において施行されている内容から出題されます。
 - ・貨物自動車運送事業法
 - ・貨物自動車運送事業法施行規則
 - ・貨物自動車運送事業輸送安全規則
 - ・貨物自動車運送事業報告規則
 - ・自動車事故報告規則
 - ・道路運送法
 - ・道路運送車両法
 - ・道路交通法
 - ・労働基準法
 - ・自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年2月9日労働省告示第7号）
 - ・労働安全衛生法
 - ・その他一般及び特定貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令等

<編集部からのコメント>

※各ジャンルの設問数、配点等は公表されていません。

イ 設問の方式

- ×方式及び語群選択方式

□出題数と試験時間

- ・出題数は30問、試験時間は50分です。

<編集部からのアドバイス>

- ※1問当たり1分40秒ほどで解答しなければなりません。その意味ではペース配分が大切であり、問題の解答については、優先順位に考慮してわかるものから先に行い、不明なものは後回しにすることが重要です。

□合格基準

出題数の8割以上(24問以上)の正解が必要です。ただし、合格基準に達しない場合には再試験が実施されます。

□その他

- ・自動車六法等(情報通信機器を除く。)の参考図書を持ち込むことができます。

<編集部からのアドバイス>

- ※「自動車六法等(情報通信機器を除く。)の参考図書」となっているところに注目してください。自動車六法には、見出しインデックスを付け、すぐわかるようにしておくことが大切です。また、市販の図書だけでなく、「自身でまとめた資料等」も許されるように聞いています。念のため受験地を管轄する地方運輸局に確認してください。

- ※法令試験に出題される内容については、貨物自動車運送事業の許認可関係が主体になる模様であり、その他については、運行管理者試験に出題されているような内容のものが出る見込みです。

- ・試験当日は、筆記用具を持参する必要がありますので注意してください。

<編集部からのアドバイス>

- ※試験問題は持ち帰ることができませんので、上記持込図書等に解答をメモしておき、後日、自己採点に役立ててください。

3. 出題範囲に対する参考文献等

出題範囲	運行管理者試験のポイント	その他
貨物自動車運送事業法	貨物自動車運送事業法 法体系その1・第1編・第3編	基礎講習テキスト
貨物自動車運送事業法施行規則	貨物自動車運送事業法 法体系その1・第3編	基礎講習テキスト
貨物自動車運送事業輸送安全規則	貨物自動車運送事業法 法体系その2・第3編	基礎講習テキスト
貨物自動車運送事業報告規則	貨物自動車運送事業法 法体系その1・第3編	基礎講習テキスト
自動車事故報告規則	貨物自動車運送事業法 法体系その2・第3編	基礎講習テキスト
道路運送法	第2編	基礎講習テキスト
道路運送車両法	第4編	基礎講習テキスト
道路交通法	第5編	基礎講習テキスト
労働基準法	第6編	基礎講習テキスト
自動車運転者の労働時間等の改善のための基準	第6編	基礎講習テキスト
労働安全衛生法		基礎講習テキスト
その他一般及び特定貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令等		基礎講習テキスト

法律情報をはやく、分かりやすく

難解で広範にわたる法律情報を、
分かりやすくタイムリーにお届けします。

自宅で試す実力テスト。

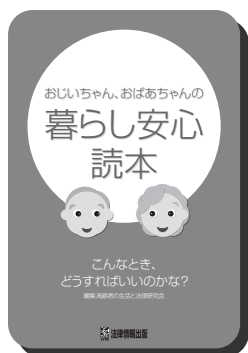
運行管理者試験・模擬試験問題 (旅客) (貨物)

■平成21年度第2回(平成22年1月中旬発売予定)

■平成21年度第1回(既刊)

★「旅客」「貨物」とともに問題(全30問)・解答・解説書付き。☆書店不扱い

※詳細は、直接弊社までご照会ください。



おじいちゃん、おばあちゃんの 暮らし安心 読本

編 集 高齢者の生活と法律研究会

編集・執筆 研究会代表 弁護士 横山 正夫, 編集総括 弁護士 岡田 隆,
弁護士 藤原 圭一郎, 弁護士 伊藤 花恵, 弁護士 松浦 雅幸

★A4判・横組・60頁・定価880円(本体838円+税5%)

運行管理者試験のポイント 平成21年度版(追補) 付・事業許可申請者法令試験の要点

平成21年12月1日 初版発行

編 集 法律情報出版編集部

発行者 林 充

発行所 法律情報出版株式会社 〒169-0074 東京都新宿区北新宿3-10-2
TEL (03) 5805-5630 FAX (03) 5840-6335

©2009 Printed in Japan

乱丁本、落丁本がございましたら小社宛にご連絡ください。送料小社負担にてお取り替えいたします。

— ご意見、ご感想などお寄せください —

FAX (03) 5840-6335 E-mail:office@legal-info.co.jp

最新情報は、<http://www.legal-info.co.jp>をご覧ください。